

不適切な事務処理に係る市の対応方針(最終とりまとめ)の主な結論

本資料は、主要な結論を短時間で確認いただくための要点整理です。

詳細は、別添「不適切な事務処理に係る市の対応方針」をご確認ください。

主な結論一覧

No.	項目	結論	理由・補足	対応方針 該当ページ
1	恋しき料亭再生事業オープニング業務	請求額は支払わない。	元の契約に基づく業務の実施は確認した。一方、当初見積額と契約額との差額を別の委託料で支払う旨の合意、差額の内容・金額、市の支払義務を客観的に確認できないため。	P7
2	恋しき落語会	請求額は支払わない。	事業及び一定の業務の実施は確認した。一方、市による正式な発注、業務範囲、金額の合意、市・観光協会その他関係者の費用負担区分を確認できないため。	P8
3	広島県市長会懇親会	広島県市長会の負担範囲を超える部分は、公費で支払わない。	飲食の提供及び追加注文の実施は確認した。一方、参加費を超える部分について、市が負担する旨の正式な決定や、市が追加負担すべき法的及び会計上の根拠を確認できないため。	P9-10
4	実際とは異なる事業名を用いた予算執行	支出済み経費の返還は求めない。	小中一貫教育全国サミットのレセプション等について、市の事業としてレセプション及び PR 事業を実施し、市が役務の提供を受けたことを確認した。経費自体は、実際に行われた市の事業に必要で、市が負担すべきものと認められるため。ただし、実際とは異なる事業名を用いた事務処理は極めて不適切であり、正当化しない。	P10-12
5	第三者調査の実施	新たな第三者調査は実施しない。	主要な事実関係は既に確認されており、不適切な事務処理であったこと自体に大きな争いはない。公金支出の妥当性や返還の要否は、市が法的・会計的検討を踏まえて責任を持って判断すべき事項と整理したため。	P12-14

6	責任	法的措置の可否と、行政上・組織上の責任を区別して整理する。	本件は元職員一人の問題にとどまらず、契約や予算執行を確認する仕組み、関係部署間の情報共有、管理監督者による確認が十分に機能していなかったことにも重大な問題がある。	P14-15
6-1	現執行部	事実関係と市の判断を明らかにし、再発防止策と組織改革を実行する責任を負う。	過去の問題を過去のものとして終わらせず、契約事務、予算執行、意思決定、情報共有及び管理監督体制を見直す。	P15-16
6-2	市の組織	組織として不適切な事務処理を防止できなかった責任がある。	契約や予算執行を確認する仕組み、関係部署間の情報共有、管理監督者による確認が十分に機能していなかったため。	P16
6-3	元職員	懲戒処分、損害賠償請求、刑事告発、退職手当に関する措置は講じない。 行政上の責任は重大。	不適切な事務処理に中心的に関与した行政上の責任は重大であるが、現時点では、懲戒処分、損害賠償請求、刑事告発、退職手当に関する措置を講じるための要件を満たすと判断できない。	P16-20
6-4	管理監督者 前市長・前副市長	前市長は、管理監督責任を認め、令和8年3月から同年5月までの給料減額措置を実施。 前副市長には、新たな法的又は人事上の措置は講じない。 管理監督上の責任は重い。	前市長及び前副市長が、具体的な不適切事務を認識し、又は了承していたことを確認できる資料は認められないが、管理監督上の責任がなかったとするものではない。	P20-21
6-5	再発防止の取組	現執行部の責任として、再発防止策を実行し、継続的に検証する。	主な取組は、口頭発注及び契約前着手の防止、複数部署に係る事業の責任明確化、予算執行及び契約事務のチェック強化、実態と異なる予算執行の禁止、未契約・未払い案件の定期確認、公益通報制度の見直し、再発防止策の継続的検証。	P21-24